

第3回府中市学校教育プラン検討協議会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和3年3月22日（月） 午後6時30分～午後8時
- 2 開催場所 府中市立教育センター会議室
- 3 出席者 12名（50音順、敬称略）

委員 赤 岩 直	委員 上 村 貴 子
委員 神 谷 出	委員 菊 山 直 幸
委員 倉 林 徹	委員 小 林 陽 子
委員 関 修 一	委員 関 根 滋
委員 高 橋 純	委員 田 中 洋 一
委員 中 村 圭 佑	委員 山 口 真 佐 子
- 4 欠席者 なし
- 5 出席説明員等

教育部副参事兼指導室長	並 木 茂 男
教育総務課長	矢ヶ崎 幸 夫
教育総務課長補佐	矢 島 彩 子
学校施設課長	町 井 香
学校施設課長補佐	遠 藤 勝 久
学務保健課長	佐 伯 富 丈
給食センター所長	谷 本 耕 一
指導室主幹	目 黒 昌 大
統括指導主事	菅 原 尚 志
文化生涯学習課長	二 村 善 久
教育総務課係長	元 村 考 呂
教育総務課事務職員	森 菜 摘
- 6 傍聴者 1名
- 7 議事日程
 - (1) 第2回会議録（要旨）の確認
 - (2) 協議
 - ア 基本理念・子ども像について
 - イ 施策の分類と成果指標について
 - ウ プランの掲載内容について
 - (3) その他
 - ア 次回開催について

■会議録（要旨）

○会 長 ただいまから、第3回府中市学校教育プラン検討協議会を始めます。まず事務局から本日の委員の出席状況を報告してください。

○事務局 本日の協議会は委員12名中全ての委員にご出席を頂いておりますので、有効に成立しております。

○会 長 本日の会議は有効に成立しているとの報告がございました。
続きまして、本日の配布資料について事務局から説明をしてください。

（事務局から資料の説明）

○会 長 皆さん今、ご説明がありましたけれども、不足している資料がございますでしょうか。大丈夫ですか。お手元の資料を確認してください。本日は傍聴希望者の方がいらっしゃるようですので、事務局から報告をしてください。

○事務局 本日は1名の方が傍聴を希望され、検温を済ませた上で会場の外でお待ちいただいております。以上でございます。

○会 長 それでは委員の皆さんにお諮りします。傍聴希望の方の入室を許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会 長 では、どうぞお願いいたします。

（傍聴者入場）

○会 長 続きまして、次第の2「確認事項」として前回の会議録の確認についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 前日までにご意見や修正点等のご連絡はございませんでしたが、今、お気づきの点等ございましたら、お願いいたします。

○会 長 大変詳細に議事録をまとめていただきました。何かご指摘などございますでしょうか。

○委 員 議事録ですが、たしかお名前が入らないと言われていたかと思うのですが、これは確認用という理解でよろしいでしょうか。

○事務局 はい。あくまで確認用でございます。

○会 長 残す記録には名前は入らないということでございます。よろしいでしょうか。それでは、第2回協議会会議録の内容をこれで確定したいと思います。事務局は速やかに公開の手続きを取っていただきたいと思っております。

次に次第の3「協議」に移ります。今回の協議事項は3点ありますので、次第をご覧ください。1点ずつ進めてまいりたいと思っております。

まず、協議事項の1、「基本理念・子ども像について」、事務局から説明をしてください。

(事務局から資料3-2に基づき説明)

○会 長 ありがとうございます。前回、基本理念のあり方や、同じようなプランがたくさんあり、どうすみ分けるのかというご質問も出たりしたと思いますが、今回事務局が整理していただいて、まず今日はこの私たちが策定する「府中市学校教育プラン」これの基本理念と子ども像を明確にさせていただいたという提案だと思います。これについてまず質問はございますでしょうか。

○委 員 今までにも確認があったのかもしれないのですが、言葉のことで、**「子ども」**というふうにはひらいていることと、今日お配りいただいた資料では漢字で**「子供」**と表記になっています。東京都もそうやって変わってきているのですが、今回はひらいた**「子ども」**を使うということでしょうか。

○会 長 私の記憶では確認したことはまだないです。文言の整理はできていないので、手順としてはまだそこまで行っていないと思います。恐らく事務局も今の段階ではお答えがないと思いますので、今後の検討事項にしたいと思います。

ほかに何かご質問ありますか。では、ご意見でも結構です。

○委 員 ありがとうございます。会が延期になったことに伴って求められた事前質問としてお出しした件。傍聴の方には配付されていませんが、参考資料として、委員の皆さんにはその質問と回答が配られているかと思えます。その件でいくつか伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

○会 長 では、短く切りましょうか。1つずつお願いいたします。

○委 員 承知しました。事前質問、参考資料1のほうでございますが、私のほうで子ども像等を考えるに当たって出している質問が2-1と2-2にある、校則や生活の決まりに関する質問です。各学校で具体的に子ども像を再現するに当たって行われるのが、教科とか、例えば今後、施策とかに書かれているトイレの整備とかだけではなくて、通常的生活指導というのにも含まれるのかなという理解をしております。まず、事務局に伺いたいのが参考資料2-1の回答の1行目末尾、生活の決まりの内容は児童等や教育に関わるものはないとされながら、追加で伺った2-2では、内容を把握しておりませんという回答になっていました。ちょっと矛盾した回答かなと受け取っているのですが、その辺りについて何でこのような少し矛盾した回答になってしまったのか、経緯を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 各学校が作成しております学校経営方針等につきましては、把握していないわけではなくて、こちらについては各学校が年度当初に作成したものを提出していただいております。各学校がどういった目指す子ども像を設定しているかというものについては、教育委員会として把握してはおります。

○会 長 回答が一貫していないのではないかとご質問だったのですけれども。

○委 員 特に生活の決まりと呼ばれている部分の回答ですね。

○事務局 失礼いたしました。先ほど回答しましたように、学校の経営方針等については把握しておりますが、各学校の生活の決まりのような具体的なものになりますと、特に指導室としては提出を求めておりませんので、そういった意味では把握していないという回答になってしまうところです。

○委員 ありがとうございます。把握されていなければ参考資料2-1の1行目の末尾にある、内容は児童像や教育に関わるものではない、という回答が出てこないはずなのですけれども、その辺りについていかがでしょうか。

○事務局 まず、生活の決まりについては、一般的に学校生活をどう安全に過ごすか、そういったことが中心に書かれていますので、一般的にも答えることが可能であるということと、それから、今回回答を作成するに当たり、学校の実情についてもこちらで確認した上で回答を作成しております。以上でございます。

○委員 学校の実情を把握されたのであれば、参考資料2-2で把握してはございません、という回答にはならないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○事務局 委員からのご質問というのは、生活の決まりの一覧をお示しすることができないということの理由ということでございますか。

○委員 把握されているようであれば、参考資料2-2の最後の3行にある把握しておらずお示しできない、という理由は間違いですね、ということです。教育委員会では全校分まとめておらず、お示しすることができません、という記載です。全校分まとめていなければ、把握できていないということだと思うので、そこでちょっと齟齬があるのではないかなという確認でございます。

○事務局 全ての学校の決まりを把握しているわけではないということで、一部の学校の状況を確認したところであるということは、改めてお答えしたいのですが。それから、そもそものところで生活の決まりイコール学校が目指す児童像や生徒像ではないということをご理解いただきたいです。

○委員 そういった意味では私は、生活の決まりというのが何かというのが全く存じあげないので、教育委員会事務局の皆様が、児童像には関係ないとおっしゃることしか判断材料がない。情報の非対称性で議論するというのはなかなか難しいのではないかなというところで、質問させていただいている、そういう趣旨なのです。

ちょっとこれ以上なかなか出ないようなので、次、質問させていただいてよろしいでしょうか。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 続いて、事務局に伺いますけれども、その生活の決まりと呼ばれるものにつきまして、各学校長で決められているという回答を頂戴しているのですが、何で私が生活の決まりにこだわるかと言いますと、最終的に指導につながるかなという話で、生徒にどのようにしてアクションがされるのかという道筋をこの教育プランの中でどんなふうにリンクするのかというのを確認させていただきたいなという趣旨なのですが、校則ですとか生活の決まりと呼ばれるものについて、例えば法的な拘束力であるとか、もしくは市としてどんなふうに事務分掌として何に基づいて校長に権限が付与されているのか、そういう明文の規定みたいなものがあるのでしょうか。教えていた

だけですか。

○事務局 規則の名称は手元に用意していませんが、学校長には学校経営に関して権限の一部を委譲するということが規則の中で定められておまして、副校長が設置されたときに、府中市においても一部委譲という規則として定めております。また、校則につきましては、法的な拘束力を持つものではないと言えます。

また、生活の決まりとプランがどうリンクするかという質問についてなのですが、プランがこの後どのようなものになっていくかにもよります。ただ、各学校が市の教育プランに基づき学校経営方針を定めていきますので、その中で目指す子ども像や生徒像というものが描かれていくものだと考えますが、それイコール生活の決まりとリンクするかどうかについては繰り返しになりますが、生活の決まりは学校生活を安全に送るための決まり事ですので、それがどの程度リンクするかというのは、今この時点でお答えできるものではありません。

○委員 ありがとうございます。そもそも生活の決まりが私どんなものか存じあげないので、ご答弁で納得できるのかも分かりかねる状況ではあります。今回、基本理念、目的ということでいろいろ立てるのですが、先日、ご存じかどうか皆さん分かりかねますが、川崎市で体操着の下の肌着の着用を禁じるというような指導がされているということがございました。これは小学校ですね。男女問わず下着の着用を禁じるということがございまして、それが議会の追求で明らかになったのですけれども、学校は胸の成長が確認された場合のみ下着の着用を許可するということが、この令和の時代に行われているということございまして、その指導については親にも周知がなされず、教育委員会も把握もしておらず、子どもへのアンケートで発覚したということございまして。その川崎市のプランでは、同様にこのようなプランでの基本目標では、夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送ると書かれているのですけれども、凶らずもこの性意識のトラウマを抱かせてしまうということになってしまって、目標と実態との乖離というのが、日々の指導の中で起こりかねないことを危惧しております。実際先生方は具体的にすてきな指導されていると思いますが、まだ子どもが幼稚園なのでその実態はわからないのです。目標を立てるに当たって、その指導の内容とのリンクというものをどんなふうに図っていくのかというところを伺いたいわけです。学校での生活の指導ですとか、学習の指導の内容を把握されないのか。今回生活の決まりについては教育委員会では把握されないというお話でしたけれども、教育委員会の事務で指導内容の把握というのは含まれないと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○事務局 委員のおっしゃっていることは桁の違いとさえいえるのでしょうか。そもそも教育課程を教育委員会では管理しますので、各学校がどういった学習の目標を持って指導しているのか、また生活指導上のよりよい人間の完成を目指して各学校は、生活指導上もきちんと目指すものを明記しておりますので、これについては市としてきちんと把握しております。

○委員 ありがとうございます。教科指導とか生活指導について、生活の決まりについては把握していないけれども、ほかの指導内容については十分に把握されている、

所掌されているという答弁だったと思います。これは生活の決まりかどうかちょっと分かりかねて、ホームページを拝見しました。校長先生に伺いたいのですが、学校のホームページでは、子どもたちだけでお金を持ち歩かないように、校外の生活の指導内容が記載されておりまして、それはトラブルの防止だとかいろいろあるかと思うのですけれども、学校外の活動に関する規定について、所掌の範囲はどういう考えなのか。本当はそれ家庭で指導すべきなのではないかとか、学校で指導すべきなのではないのか、そういった所掌の範囲というのはどういった線引きをなされているのか、ご意見を頂ければなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員 確かに今本校は、子どもたち同士でお金を持ち歩くのは控えるようにと話をしています。多くは苦情めいたものであったりとか、子ども同士のトラブルであったりというのが非常に学校に寄せられます。例えば、公園でスケートボードをやっているから、何で注意しないのだという、そこで注意してもらえればいいなと思うことまで、学校に連絡が来ます。その中で、より件数が多いものは、やはり指導に入れていけないといけないかなというのがあります。

○会長 委員のおっしゃっていることは非常に大事だと思いますけれども、要は私たちが作るこの市の教育基本計画と、それから学校で作る教育の計画目標と、それから実際に子どもに対する指導の中身がどう関係するかということをご質問したいわけですね。今、それに対して、事務局では十分資料がないのだというお答えでした。恐らく委員が納得するのは、やはりいろいろな学校の校則をまとめたものをご覧になって、実際に今までのプランの内容を受けたものになっているかどうかなどを吟味していただければいいのかなと思います。今回は、教育プランの理念の作成ですので、これは学校がそれを受けてどうしたかということではなくて、市としてこういう方針で作成したいという提案です。そのため、この話は打ち切らせていただき、追加資料を今度頂くということで取りあえずよろしいでしょうか。

○委員 ありがとうございます。それでよろしく願いいたします。

○会長 そのほかの質問というのはまだございますか。

○委員 具体的な表記に関する意見と提案みたいなものは準備をしておるのですけれども。

○会長 ちょっと順を追って、まずその案の作成の方針でございますね。まずそこについてご意見を賜りたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

府中市教育委員会の教育目標と、それから今度私たちが立案する基本理念・子ども像との関連、それが今日は十分説明されていたかと思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。よろしいですか。

では、作成する過程においていろいろなご意見が出てくるとは思いますが、基本姿勢ということで、この案を通していきたいと思います。よろしいですか。

また、今の課題につきまして、指導室で各学校の校則について、委員のご質問は教育理念を受けた、実際の指導をなされているかということだそうですので、その資料をご用意いただけますでしょうか。

○事務局 生活の決まりについて、廊下を走らないという内容の一覧を果たして教育

プランの検討の中で求めておられるのか、そこは確認させていただきたいです。恐らく一覧というよりは、様々な形になってしまうのですけれども、求めていらっしゃるものが果たして生活の決まりなのか、それとも学校経営方針で掲げられている生活指導の目標なのか。私は後者だと理解しているのですが、そういった理解でよろしいでしょうか。

○委員 私のほうでは後者のほうではなく、前者のほうをぜひ頂戴できればと思っております。と申しますのも具体的に子どもたちに接する内容として、学校経営方針の内容を子どもたちは読んでいるかといったら読んでいないですよ。具体的にどんな指導を受けているのかといったら、生活の決まりというところが見えやすい内容ということになります。また、この後、基本理念・子ども像についての文言のご提案という中で、家庭との連携みたいなところを表現させていただければなと思っているのが背景にあって、そのような話をさせていただいているところです。入学するにあたって学校でどんなふうに指導がされているのが分からないというところ。参考資料の回答2-2の下から5行目のほうでは、保護者の方には年度当初の保護者会や新入生保護者会なので配布し、とあり、実際に配られているものがなぜ対外的に出てこないのかというのがちょっと理解しかねるというところ。いくらでも転校といえますか、引っ越しはできる状態なのですが、それに当たって学校が選べる環境にない。おっしゃる分には各学校でそれぞれの指導、学校の特徴に応じた指導みたいなことをされるという内容もございましたので、それらを踏まえて判断するという一材料にもできるのではないかと趣旨でございます。また、参考資料3-1と3-2では学校と地域の役割分担という点について、教育委員会はどこまでが学校の役割と捉えているのか伺っています。話の中で、先ほど校長先生からも子どもに関するトラブルが学校に寄せられてしまうという話もございましたので、そういったところのそもそも問題が学校の先生方、校長先生、教頭先生、いろいろな先生方のご負担になるというお話もあろうかと思しますので、その辺りの整理という意味合いもかねて求めたいなという趣旨でございます。

○会長 委員のお話を伺っていると、学校での児童・生徒指導の方針とか実態とかが分かりたいということですよ。ですから、それに相応するふさわしいものを出していただければいいということによろしいですか。

○委員 そのとおりです。

○会長 教育委員会では、教育課程の届けを受けていらっしゃるわけですし、指導室のほうでも把握していらっしゃるということなので、差し支えない範囲でお示いただくことは可能ですか。

○事務局 こちらで持っている資料を基に、差し支えない範囲で示すことはもちろん可能です。委員のご意見を聞いていますと、そうじゃないものを求めていらっしゃるのかなと思ひまして、新入生保護者会等で配布している保護者会用資料を各学校から提供していただけるかどうかは、この後調整をしてお答えするというところで、この場では回答させていただきたいと思ひます。

○会長 委員はかなり細かい指摘をなさっており、私のほうでまとめさせていただ

きましたが、よろしいですか。要するにこのプランを受けた学校の指導の内容や方針が知りたいので、資料をお出しいただきたいということでよろしいですか。

○委員 おっしゃるとおりで、ありがとうございます。参考資料に記載のある質問日をご覧いただくとわかりますが、私のほうから2回同じ趣旨の質問させていただいています。求めに対して時間がかかって、しかも求めている内容ではない回答が結構来てしまうことがございますので、ぜひ、コミュニケーションをとらせていただければと思います。

○会長 委員が一回でそれで満足するか分かりませんが、取りあえず私のほうでまとめさせていただいたので、その範囲のものをお出しいただきたい。またやり取りはいくらでもできますので。文言とかはまた後ほど。

○委員 ありがとうございます。

○会長 それでは協議事項の1について、皆さんご了承ということでよろしいでしょうか。

○委員 聞き漏らしていたら申し訳ないのですが、目指す子ども像を目指す人間像に変えたということはよく分かりました。基本理念が目的という言葉に変わっているのですけれども、ここの表現を変えられた理由を簡単に教えていただければと思います。

○事務局 今回、学校教育プランの策定の目的を、教育目標を達成するための具体的な目標の取組を、学校現場や地域社会等に示すことということで捉えておりますので、教育目標をベースに考えております。目的を示すため、今回は目的という形で表記をさせていただこうと考えております。

○委員 基本理念という言葉の考え方と目的という考え方は、全然違う意味合いになってくるかなと思いますが、意味合いとしてはこの目的と目指す人間像をセットで基本理念として考えたと、こういう考え方でよろしいのでしょうか。

○事務局 はい。

○会長 よろしいですか。ほかにもございますでしょうか。

○委員 今のご発言と非常に重なるところですけれども、目的は達成するべきもので、その下位概念に人間像というものが果たしていいのかなという心配があります。理念は目指す方向性となると思うので、その下に人間像がくるならば理解できますが、いかがでしょうか。

○事務局 今、お2人の委員から頂いたご意見に対して、事務局で再度検討して、お示しできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 恐らく、これからどんどん下位項目が出てくると、目的というのはまた出てきて、上の目的との整合性が合わなくなってくると思うので、言葉についてはお考えいただきたいと思います。基本的な考え方に対するご意見ではなかったと思います。ほかにもございますか。

○委員 10ページが一番下のところで、各学校の子ども像を設定しやすいようプランでは具体的な人間像を示すという一文がございます。ここで、具体的なということは、どういう像を示そうと考えていらっしゃるのか。もし、説明があれば。あまり

ここで具体的なものを出し過ぎると、かえって縛ることになってしまうのではないかなど心配を持ちました。もう少し抽象的なほうがいいのかなどということを考えたところです。

○事務局 目指す人間像に関しましては、12ページにある3点の人間像をお示ししているところです。「他者も自分も大切に思いやりと規範意識のある人」「社会の一員としての自覚を持ち、社会に貢献しようとする人」「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人」を目指す人間像として、教育目標の3項目をベースにしながらし示していきたいと考えておるところです。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 ほかにございますか。

○委員 先ほど各学校で具体的な児童像を策定というお話があったかと思いますが、各学校で児童像を定め、プランで人間像を定めるという、この二層構造というのは引き続き検証していくという趣旨でしたが、具体的に各学校ごとに児童像を定めたほうが、何が優位なのか何かしら考えがあるのか。具体例でいいますと、学校としては道路を1つ挟めば違う学区に住んでいても、隣の学区は違う児童像で、こっちはこっちの児童像みたいな、その辺の学区で児童像が分かれるという発想がいま一つ入り込んでこないと思うのですけれども、この辺りどういった意味があるのか、ちょっとお聞かせ願えればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○会長 教育課程の編成に関する権限についてなので、指導室でお答えいただけますか。

○事務局 各学校は校長のもと、学校の特色というものを作っています。目指す児童像はベースにあるものは同じだとしても、それぞれの地域色であるとか、実態であるとか、様々なものが加味されますので、結果必ずしも同じになるものではないと考えてございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 分かりました。

○会長 ほかにございますか。

○委員 基本理念、子ども像についての10ページの下から2行目ですけれども、確かに教育基本法で人格の完成を目指しと書いてありますが、人格の完成というものを明記していいのか。大人でも人格が完成していないのではないのかなと思うので、子どもたちに完成という言葉で示すより、向上などの言葉に変えるほうがいいのかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○事務局 小学校、中学校と義務教育課程を過ぎていくに当たって将来的な目標といったところで、府中市における基本目標にも記載していることから、人格の完成という表現は記載をさせていただいているところでございます。一方で、こういったご意見を協議会の中で頂き、必要に応じて協議会とも相談しながら、内容のブラッシュアップを図っていきたいと考えているところでございます。

○会長 よろしいですか。では、いろいろと細かいところについてはご指摘がある

かもしれませんが、おおむね基本方針でございますので、そういう方針で作成をしているということで協議事項の1についてはお認めいただくということでよろしいでしょうか。

○委員 資料でいうとスライド番号11番が確認をされて、12番はまだそうではないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 先ほどのご質問やご意見頂きました目的や目指す人間像のところも含めて、改めてお示しできればと考えておりますが、文言についてもご意見いただけたらと思います。

○会長 分かりました。では、12ページの文言についてご意見があったらどうぞおっしゃってください。

○委員 私は、先ほどのご意見と同じように人格の完成という表現が非常に気になるというところと、あと、ふるさと府中市に誇りを持ちというところを継続してそのまま生かし続けるという趣旨が少し気になるなということで発言をさせていただきたいと思います。

人格の完成に向けという点は、先ほどのご意見と全く同じ趣旨でございますので、子どもに求めるハードルとしては非常に高いなというところと、学習指導要領が改定されたのがちょうどこれについていますけれども、その添付に1人1人が自分に合った可能性を育みたいという表現がありまして、それが子どもの多様性を図り、これを互いに尊重し合うという趣旨でございますので、そういった多様性というカラーをぜひ盛り込んでいただきたいなというところが1点でございます。

もう1点が、先ほどの発言の中でも一部触れたのですが、家庭と連携をとるところを表現にぜひ入れ込んでいただくようにご検討いただきたいなと思っております。私も朝勉強して教育基本法を読んだ限りでは、義務教育自体は行政教育機関というわけではなくて、国民が保護する子女に教育を受けさせる義務を負うということで、それを自治体とかが手伝うという構造だと理解をしております。もし違っていたら申し訳ありません。そういった意味で教育の担い手というのは、学校で全て担うわけではないということが前提にあるのかなと思うのです。そういった意味で、家庭の接点という部分を、現行のプランというところを具体的に盛り込んでいただくことで、この後の施策に当たっても学校の負担を減らしながら家庭と連携するという色を出していけるとよろしいのかなという趣旨で発言をさせていただければと思います。以上でございます。

○会長 では、取りあえず意見があったらどんどん出していただきたいなと思っておりますが、ほかにございますか。

人格の完成に向けという表現について、いくつかご意見出ていますけれども、中学校3年生までに人格が完成するという意味ではなくて、人格の完成という方向性がある、そこに向けた教育をするということであるので、あながち間違いではないと思っております。

○委員 私も今、会長と同じでこれ究極の目的で、最終のところまで人格を高めていくというのが、教育の目的、目標であろうと思っておりますので、この文言を外す必要は

ないと思っています。やはり教育基本法の本に書かれているベースになるものだろうと思っています。

それから、委員もおっしゃいましたが、家庭との連携、社会との連携というのは確かに大きなポイントではあるのですけれども、あくまでもこれは学校教育プランという中での討議だろうと思っていますので、それは施策のところには家庭との連携等とも書いてあると読み取れますので、ここで必ずしも家庭とか社会との連携を大きな柱にする必要はないのかなと私は思っております。

○会 長 様々なご意見があるということで。家庭との連携なんかは、もう少し下のところで触れることはできるかと思えますね、

ほかにございませんでしょうか。

○委 員 人格の完成に向けというのは、基本像で一丁目一番地の文言だと思いますので、そこを目指していくということだと思います。そう考えますと、目指す人間像というのはそこに対応すると、学校の中でというか、時間の幅が少し短いかもと。完成に向けていくということは、卒業後も完成に向けて切磋琢磨できるような力を育むということで、例えば指導要領の解説でいえば、能動的に学び続けるという文言がございますので、そういうむしろ人格の完成だけを残して、そのまま学校卒業した後も学び続けられるとか、切磋琢磨し続けられるみたいな時間幅を持たせるというのも1つの案ではないかと思えます。

○会 長 ありがとうございます。長寿社会の中で学校卒業してからの年数は長いですから、卒業後も機能できるような力をつけておくという、1つの提案かと思えます。

ほかにございますでしょうか。

それではいくつかご意見が出ましたので、今までの委員の方のご意見を生かしながら再提案をしていただくということでお願いします。もちろん、事務局でいろいろと検討していただいて判断するところもあるかも知れませんが、それも含めて次回また再提案をしていただくということでお願いいたします。

それでは、協議事項の2に移りたいと思います。「施策の分類と成果指標について」事務局、お願いいたします。

(事務局から資料3-2に基づき説明)

○会 長 それでは、協議事項2について、事務局より説明がありました。まず、ご質問を頂けますでしょうか。

○委 員 この施策の分類と成果指標について、ページのどこを見ても非常に首を傾げてしまうような内容が多くございます。特に分類のところですが、今回分類は3つ示されています。非常に分かりにくいのは、目指す人間像のところでも、ある程度3項目に絞られて子どもたちの目指すべき姿を示しているところから、施策の1、2、3とのリンクはないのかなと思っていますが、全く別物と捉えていいのかどうか、まずそれを確認したいと思います。

○会 長 その前との関係性ですね。これを事務局、説明してもらえますか。

○事務局 特に基本理念の部分と、施策と取組の部分に関しての明確なリンクというところは、特にお示ししていません。

○委員 示されていないだけであって、リンクはしているという考え方でしょうか。やはりつながりがないと目指すべき人間像ですので、これらの施策を通じてこういう子どもたちを育てたいのだというところのイメージングがちょっとできにくくなるのではないのかなと考えますが、このところはいかがでしょうか。

○事務局 つなぎの部分のリンクがあまり見えないというか、実際こちらも現時点においては、そのリンクというところは考えていなかったところでございます。例えば、施策体系における大きな3番「子どもの学びを支える教育環境の充実」は、主にハードをまとめた形です。こういったものが逆に言えば、目指す人間像の母体を支える縁の下の部分というところで、全てに関連するところという考え方でまとめさせていただいたところでは、また、施策1については、知・徳・体のほとんど全ての部分というのが網羅されており、それらを通して目指す人間像としての3つは形づけられていくといったところもあるのかなというところでは、あと施策2についてはセーフティネットの部分を中心にまとめているところでは、そういった考え方で施策の体系としては大きく3つをまとめているところでございます。目指す人間像は繰り返しになって申し訳ないのですが、府中市における教育目標の部分を変更して提示させていただいたところでございますので、現時点においては、正直委員がおっしゃるようなリンクがなく、分かりにくいところがあるとしたら、そのとおりだなとこちらとしてもお答えせざるを得ないかなと考えております。

○委員 今のお話で、それぞれの施策の中に目指す人間像を網羅しているという考え方のようでございますので、そうであればいいかなと思っております。基本的な学校の考え方として、学校もやはり目指す児童・生徒像があって、ところが実態がかけ離れていて、そこを埋めるための学校教育活動として様々な学校の取組があろうかと思っておりますので、同じような考え方ということであれば、もう少しすっきりするのもいいかなというのは私の意見でございます。

続けて、15ページに至っては非常に取組内容が分かりにくいのですけれども、例えば学習内容の充実という非常に重要なテーマの取組に対して、主な取組内容が例えば、知・徳・体という、知・徳・体を一体どうしようとされるのかもよく分かりません。下の項目に至っては学校行事や特別活動、学校行事は特別活動ですので、一緒のものではないかなと思っております。取組内容としては、どうなのだろうという項目立てになっておりますが、いかがでしょうか。

○事務局 今、取組内容の具体性にはやや欠けるところがあるのですが、知・徳・体ともに府中市の子どもたちの持つ課題がございますので、それを解決するための具体的な取組というものを今後お示しできるようにしていきたいと思っております。また、ご指摘のとおり特別活動に当たる学校行事等につきましても、市独自の取組がございますので、そういったものを教育プランの中では具体的な取組内容として今後示していけたらと、思っております。

○委員 最後に意見を。下のほうでコミュニティスクールやPTAの連携だったり、

スクールソーシャルワーカーの活用だったりと具体として分かりやすいところもある反面、ここが非常に抽象的になっていて、せっかく今GIGAスクール構想もやっているのに、その内容も取り入れるのもよろしいのではないかなと思います。

○会 長 ほかにございますか。

○委 員 施策のところ、施策1、施策2、施策3となっているときに、学校現場が抱えるところは施策の1になっていて、2と3については、それを支える支援であったり環境であったりとなってくると、学校教育プランとしてちょっとどうなのかなという印象があります。他にも14ページでいうと、ICTの活用とか地域との連携、魅力ある学校づくりというところがベースになっていますとなっているのですが、むしろこのところは学びの機会を保障するための支援の充実というところが1番の下にくるのかなという印象があります。それを支える学校施設の環境であり、学校教育活動であり、地域との連携であり、ICTの活用でありという整理の仕方のほうが、後々成果指標のところ、分かりやすくなっていくのではないかなという印象があります。

○会 長 お2人の委員から頂いた案というのは、やはりこの3つの分類というのが、趣が違うのではないかな。特に学校教育プランであるから学校の先生とか学校の中の教育活動がどうあるべきか、というところが重くなるはずなので、そこが十分ではないのではないかなという指摘が1つです。それから、主な成果指標も本当にこれだけいいのかという指摘かと思えます。例えば、施設整備も大事ですが、それがトイレの洋式化だけでいいのか。ここに示したのは例でしょうけれども、例というのは大変代表的なものということになりますから、例えば学習環境を整える施設整備もあると思えますので、そういったことを含めて再検討していただきたいと。

趣旨としては、皆さん根本的に反対ということではないと思えます。整理の仕方の問題なので、再提案していただくということではいかがでしょうか。

○委 員 今、委員からもありましたけれども、14ページのところで、今まで施策の1から4まであったものを3つにまとめて、真ん中に地域との連携、ICTの活用というのが入っています。これについて全然触れていないという感じがします。これから、先ほどもありましたGIGAスクールにしても大きな柱になってくるわけですから、これについても施策のどこかに入れて触れていくべきではないのかなという思いがしました。

それから16ページについては、学校を支えるものということで書かれていますが、この中に学校として取り組まなければいけないことも入っていますので、それをちょっと整理して分けていただいてもより分かりやすいかなと感じました。

○会 長 あと委員が最初に指摘したところは文言整理になるかと思えますけれども、例えば知・徳・体のバランスの取れた教育課程の実施とか、そういうのだったら分かるけれども、知・徳・体ではあまりにも乱暴でしょうというご指摘だと思います。同じようなことが学校行事、特別活動も例えば児童・生徒主体の学校行事の実施など、文言の整理をしていただければいいのかなと思えますが。

ほかにご意見ありますか。

○委員 東京以外の教育委員会の仕事をしていて、東京の特徴として感じるのは、教育委員会の立場に沿った記述が増える傾向にあります。現在でも、施策2と3が教育委員会の立場として出てくるのだと思います。それを前提として子どもの話はものすごく出てきますが、働く先生たちのお話が結構出ない感じがしています。これが先生たちの手元に渡ってくると、使命感で東京の先生もやってくさると思うのですが、ふるさと府中の誇り以前に、教師としての誇りみたいなものをくすぐるような、先生たちの創意工夫や信念が生かされるような内容が書かれるといいかなと思います。漠然としすぎて施策にはならないと思うのですが、そういう趣旨がなくて、間に挟まれた先生がしらけてしまうという傾向を何回か感じています。むしろ、先生たちが働きやすいように、気持ちよく創意工夫できる信念についても、行動できるし、もちろんルールに沿ってだと思えますけれども、そういう内容が一層強調されるといいかなと感じているところです。

○会長 そうしますと委員のご意見だと、施策1の辺りですか。そこにもう少し教師の創意工夫とか、教師の教師力や指導力の発揮するような場を設けてとかいうところが施策1のところに入ってくる。

○委員 そうですね、実際にはGIGAスクール構想もそうですし、学校の問題が複雑化しすぎてPDCAも難しくなっていて、いろいろなことが生徒指導のような、例えばウーダグループという新しい問題解決の手法が求められるほど、学習指導においても臨機応変で創意工夫やチャレンジが求められているように感じています。最近見ていると、東京がルール、ルールと進んで、非常に細かい事を話し合っ決めてしまうので、先生たちが力を発揮しきれないなと感じます。むしろ先生たちが自由に、自由というのいろいろな意味があり、もちろん枠の中での自由ですけれども、自由に頑張りたいという気持ちを引き出せた地域のほうが、いろいろな活発な活動、サークル活動も含めて行われていて、どんどんそれが子どもに伝わって、子どもがどんどん積極的になる。ちょっと文章にはなりにくいのですけれども、何かそういう先生たちを応援するとか頑張りを認めていきたいとか、何かそういう文言というか、気持ちがちょっとでも入っていたほうが、働いている先生たちの姿を見て子どもは育つと思うと、そんなふうにして感じるところです。

○会長 分かりました。大変貴重なご意見だと思います。どこにどう入れたらいいかかなり難しいかもしれませんが、検討する余地があり、現場の先生も大喜びだと思います。

ほかにございますか。それでは協議事項2に関しましても様々なご意見が出ましたので、取り入れて再提案させていただくということでよろしいでしょうか。

協議事項の3について説明をしていただきたいと思います。

(事務局から資料3-2に基づき説明)

○会長 この協議事項の3ですが、実は1や2が決まらないと3も実はあまり決まらないという性格もあります。取りあえず今、事務局から方針が示されたのですけれ

ども、まずご意見を頂いておいて、1と2が決まってから、3も決めるということでは何かご意見ございますでしょうか。

3については取りあえずおおむね了承ということですが、1や2の内容がもう少し詳しく精査されてきたところでもう1回考え直すことがあるかもしれないということではよろしいでしょうか。

以上で協議事項の3つが一応終わりました。

その他について、事務局から次回開催についてご提案を頂きたいと思います。

○事務局 事務局から3点ご連絡します。

- ①次回開催日について
- ②次回協議内容について
- ③資料は1週間前に送付予定

○会長 そうしますと、次の会議の1週間前ぐらいに、施策の2のところの案だけが来るということですか。それについて、また我々が質問等をお送りしてよろしいのですね。

○事務局 今日の部分の持ち帰りさせていただくものと併せて、施策2の案を示させていただきます。

○会長 今日の方も含めて再提案をしていただくので、いつも2時間ぐらいかかり、議論が白熱しますと終了いたしませんので、事前に質問等あったら頂いたほうが、よろしいのではないかと思いますけれども。

○事務局 資料の送付に関しましては、なかなかこちらの準備等もございまして、大体1週間前をめどにとなってしまうところですが、もし資料をご確認いただいて事前に何かご質問があったら、こちらのほうに頂戴できればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○会長 会議の議事進行をスムーズにいくためにもぜひ事前にご意見を頂いておいて、事務局で資料等をご用意いただければスムーズにいくかなと思っております。

以上で第3回府中市学校教育プラン検討協議会を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。